随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	亀山庁舎２階トイレ設備修繕
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局　北勢国道事務所長 小川　喜睦 四日市市南富田町４－６
契 約 締 結 日	令和　８年　２月　２日
契約の相手方の 氏名及び住所	堀田建設（株） 三重県亀山市東御幸町２３３番地３
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	￥３，１２９，５００－
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	￥３，１２９，５００－
随意契約による こととした理由	本業務は、亀山庁舎２階トイレの排水漏れ調査と対策に必要な修繕を行うものである。 亀山庁舎の２階にあるトイレの排水不良があり調査を行ったところ、その直下にある１階女子トイレの天井から汚水の浸み出しがあることが確認された。２階トイレの汚水が排水管等に異常があり漏れ出し、１階女子トイレの天井から浸み出しているものと想定される。 排水管の異常がある中で、２階トイレ及び１階女子トイレを使用することはできず、使用禁止の措置を行ったが、亀山庁舎にはこの他１階に男子トイレしか設置されておらず、平常時の在庁職員や来訪者のトイレの使用に支障が生じているだけでなく、名阪国道の雪害対策時には平常時以上の職員が参集し業務にあたるため、トイレの使用に著しい支障が生じている。 このため、緊急に排水管の異常を確認し、機能回復のための修繕を実施する必要がある。 亀山庁舎の設備関係の修繕の実績が多く今回の排水管の調査、修繕に迅速に対応できる上記法人と契約を行うものである。 適用法令 会計法第２９条の３第４項 予算決算及び会計令第１０２条の４第３号
備　　考	